

「上場手数料等に関する規則」の一部改正について

平成23年 5 月 25 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料の取扱いについて見直しを行うため、「上場手数料等に関する規則」を一部改正します。

2. 改正概要

発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定めるところによるものとします。

a 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用します。この場合における支払期日は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとします。

b 前 a 以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の〔定率〕を準用します。

(備 考)

- ・上場手数料等に関する規則第2条第3項第4号

3. 施行日

平成23年 5 月 25 日から施行します。

以 上